



# 鳥取県公報

平成13年 1月12日(金)  
第 7 2 4 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築課） .....	1
告 示	土地改良法による換地計画の決定（2件）（耕地課） .....	3
	保安林の指定の解除（森林保全課） .....	4
選管告示	選挙管理委員会の招集.....	4
監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表.....	4
正 誤	平成12年12月22日付鳥取県企業局訓令第2号中訂正.....	5

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築物の設計の際の積雪荷重に係る垂直積雪量並びに多雪区域及び当該区域の単位荷重を定めることとした。（第6条の2関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 1月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第2号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前																					
<p>第6条 略</p> <p><u>(多雪区域等)</u></p> <p><u>第6条の2 政令第86条第2項ただし書の多雪区域は、第3項の規定により求められる垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。</u></p> <p><u>2 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上としなければならない。</u></p> <p><u>3 政令第86条第3項の垂直積雪量は、別表第3の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる数値と建築をしようとする建物の敷地の中心の標高をメートル単位で示した数値に同表の右欄に掲げる数値を乗じて得た数値とを合算した数値とする。ただし、その数値が2.5を超える場合は、2.5とする。</u></p> <p>別表第2 (第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>別表第3 (第6条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">区域</th> <th style="width: 15%;">基 準 積雪量 (メートル)</th> <th style="width: 50%;">標高に 乗ずる 数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩美郡国府町</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">0.0056</td> </tr> <tr> <td>岩美郡岩美町及び同郡福部村並びに八頭郡郡家町、同郡八東町及び同郡若桜町</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">0.0036</td> </tr> <tr> <td>八頭郡船岡町、同郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村及び同郡智頭町</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.0036</td> </tr> <tr> <td>倉吉市並びに気高郡、東伯郡及び西伯郡中山町</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">0.0036</td> </tr> <tr> <td>境港市並びに西伯郡西伯町、同郡会見町、同郡岸本町、同郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町及び同郡名和町並びに日野郡江府町及び同郡溝口町</td> <td style="text-align: center;">0.6</td> <td style="text-align: center;">0.0036</td> </tr> <tr> <td>日野郡日南町及び同郡日野町</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">0.0036</td> </tr> </tbody> </table>	区域	基 準 積雪量 (メートル)	標高に 乗ずる 数値	岩美郡国府町	1.2	0.0056	岩美郡岩美町及び同郡福部村並びに八頭郡郡家町、同郡八東町及び同郡若桜町	1.2	0.0036	八頭郡船岡町、同郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村及び同郡智頭町	1.0	0.0036	倉吉市並びに気高郡、東伯郡及び西伯郡中山町	0.8	0.0036	境港市並びに西伯郡西伯町、同郡会見町、同郡岸本町、同郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町及び同郡名和町並びに日野郡江府町及び同郡溝口町	0.6	0.0036	日野郡日南町及び同郡日野町	0.3	0.0036	<p>第6条 略</p> <p>別表第2 (第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>
区域	基 準 積雪量 (メートル)	標高に 乗ずる 数値																				
岩美郡国府町	1.2	0.0056																				
岩美郡岩美町及び同郡福部村並びに八頭郡郡家町、同郡八東町及び同郡若桜町	1.2	0.0036																				
八頭郡船岡町、同郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村及び同郡智頭町	1.0	0.0036																				
倉吉市並びに気高郡、東伯郡及び西伯郡中山町	0.8	0.0036																				
境港市並びに西伯郡西伯町、同郡会見町、同郡岸本町、同郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町及び同郡名和町並びに日野郡江府町及び同郡溝口町	0.6	0.0036																				
日野郡日南町及び同郡日野町	0.3	0.0036																				

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

告 示

---

**鳥取県告示第6号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（雨滝工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成13年 1月15日から22日間

## 3 縦覧に供する場所

国府町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第7号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る泊地区（原2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成13年 1月15日から22日間

## 3 縦覧に供する場所

泊村役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第8号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年 1月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市高路字大藤谷口830の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

干害の防備

## 3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第1号**

平成13年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年 1月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

## 1 日時 平成13年 1月16日（火） 午後4時

## 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

## 3 議題

（1）第45回鳥取県青年問題研究集会について

（2）その他

## 監査委員公告

**鳥取県監査委員公告第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成10年度に係る監査結果（平成11年鳥取県監査委員公告第2号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成13年 1月12日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦  
同 井 上 耐 子  
同 奥 田 保 明  
同 松 田 一 三

教育委員会事務局同和教育課

1 監査結果

鳥取県進学奨励資金貸付金については、未収金が大幅に増加しているので、その回収に一層努められたい。

2 講じた措置

未納者全員に対して改めて督促文書を送付するとともに、地域別の説明会を開催し、併せて未納者宅を戸別に訪問して督促を行うことにより、未収金の回収に努めた。

また、効率的な債権管理と月賦返還に対応するため、パソコン管理システムの開発を行うとともに、債権情報の入出力業務、電話等の初期督促業務に当たる非常勤職員の配置を行い、未収金の回収のための体制強化を図った。

正 誤

平成12年12月22日公布の鳥取県企業局訓令第2号（中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 10から33まで

誤

訓 令 名	条 項	改 正 前	改 正 後
中津ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第1号）	第13条第2項	中国地方建設局長 、以下	中国地方整備局長 。以下
	第18条	中国地方建設局長	中国地方整備局長
	第19条第4号		
	別表第1(2)の項		
茗荷谷ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第2号）	第13条第2項	中国地方建設局長 、以下	中国地方整備局長 。以下
	第18条	中国地方建設局長	中国地方整備局長
	第19条第4号		
	別表第1(2)の項		

同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

正

同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

訓 令 名	条 項	改 正 前	改 正 後
中津ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第1号）	第13条第2項	中国地方建設局長 、以下	中国地方整備局長 。以下
	第18条	中国地方建設局長	中国地方整備局長
	第19条第4号		
	別表第1(2)の項		
茗荷谷ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第2号）	第13条第2項	中国地方建設局長 、以下	中国地方整備局長 。以下
	第18条	中国地方建設局長	中国地方整備局長
	第19条第4号		
	別表第1(2)の項		